

男女共同参画推進連携会議の開催について

平成 8 年 8 月 6 日
内閣官房長官（女性問題担当）決定
（平成13年 1月 6日 一部改正）
（平成13年5月16日 一部改正）
（平成18年3月14日 一部改正）

- 1 男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図り、男女共同参画会議と協力しつつ、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進するため、「男女共同参画推進連携会議」（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議は、内閣府特命担当大臣で男女共同参画を担当するもの（当該大臣が置かれない場合は、内閣官房長官。）が依頼する各界各層の有識者をもって構成する。
- 3 前項の規定により依頼される者（以下「議員」という。）の依頼期間は、2年とする。
 - 一 補欠の議員の依頼期間は、前任者の残りの依頼期間とする。
 - 二 議員は、これを再度依頼することができる。
- 4 会議には、議長及び副議長を置き、議長及び副議長は、議員により互選されるものとする。
- 5 会議は、内閣官房長官及び内閣府特命担当大臣で男女共同参画を担当するものの出席を求めることができる。
- 6 会議の庶務は、男女共同参画局総務課において処理する。
- 7 その他の会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

企画委員会の設置について

平成 8 年 9 月 3 日
男女共同参画推進連携会議議長決定
(平成 25 年 6 月 28 日 一部改正)

- 1 男女共同参画推進連携会議の運営に関する企画を行うとともに、広範な国民各界各層との情報及び意見の交換を図るための会を主催するため、企画委員会を設置する。
- 2 企画委員会は、男女共同参画推進連携会議議長及び議長の指名する若干名をもって構成する。
- 3 企画委員会の委員長は、男女共同参画推進連携会議議長をもって充てる。
- 4 委員長に事故がある場合は、企画委員会に属する者のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 企画委員会は会議の配布資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- 6 企画委員会の庶務は、内閣府男女共同参画局総務課において処理する。
- 7 その他企画委員会の運営に関し必要な事項は議長が定める。

チーム活動の実施について

平成 25 年 9 月 13 日

男女共同参画推進連携会議議長決定

1. 趣 旨

男女共同参画推進の個別重要課題について、男女共同参画推進連携会議議員が参画し、具体的、実践的な取組を行うため、チームによる活動を実施する。

活動テーマは、企画委員会が提案し、男女共同参画推進連携会議において決定する。

2. チームメンバー

チームメンバーは、男女共同参画推進連携会議の有識者議員（企画委員）及び団体からの推薦を受けた議員により構成する。有識者議員はいずれかのチーム活動に参加し、また、団体からの推薦を受けた議員は任意で活動に参加することができ、複数のチーム活動に参加することを妨げない。

3. チームの運営

- (1) チームに、チームメンバーの互選により、有識者議員から選出するコーディネーターを置く。
- (2) コーディネーターは、会合の議事進行を総括する。
- (3) チームには、コーディネーターの指名により副コーディネーターを置くことができる。副コーディネーターは、コーディネーターが議事進行を行えない場合は、これを代行する。
- (4) チームの会合は、団体からの推薦を受けた議員については、代理出席を認める。
- (5) チームは、必要に応じ、会合にチームメンバー以外の出席を求め、または協力を求めることができる。

4. その他

- (1) チームは会合の配布資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (2) チーム活動の庶務は、内閣府男女共同参画局において処理する。